

滋賀の環境自治を推進する委員会総会 議事概要

- 1 日時 令和5年11月20日(月) 10:00~11:00
- 2 場所 滋賀県庁新館7階大会議室
- 3 出席委員 清水文子委員、清水芳久委員、高橋委員、松尾委員、吉原委員
- 4 議事概要

○委員長の選出および委員長職務代理者の指名について

- ・資料1-1~1-3により事務局から説明した。
- ・委員の互選により、委員長に高橋委員が選出された。
- ・委員長職務代理者には、高橋委員長から松尾委員が指名された。

○議事(1) 過去の申立て案件の概要および審査結果について

- ・資料2により事務局から説明した。

○議事(2) 審査の進め方等について

- ・資料3により事務局から説明した。
- ・実際の申立てに際し、滋賀の環境自治を推進する委員会の運用方針(資料3)に基づき却下(審査対象外)となる可能性があるものについては、本運用方針が条例や規則等で定められたものではないことから、当該申立てを一旦受け付けた上で、委員長や各委員と検討することとなった。

○議事(3) その他

- ・以下のとおり意見があり、本制度の審査対象外となる制度の例(資料3 p.3)や申立て書の様式等を掲載する等して、滋賀県ホームページにおける当該記事の内容を改善するとともに、滋賀県組織内で本制度について再周知することとなった。

【意見の概要】

- ▷ 2012年(平成24年)の第9号案件以降、審査申立てが無い原因として、本制度の認知度や需要が低いことが考えられる。
- ▷ 本制度の需要については、認知度が低い状態では正確に把握することができないが、法令に基づく不服申立てや意見申し出の制度が充実してきたことや、滋賀県の公共事業において自主的な環境保全の取組みが進められてきたため、低下してきたのではないかと。
- ▷ 広報に関しては、滋賀県ホームページにおいて「環境自治委員会に関する情報」という記事が公開されているものの、知事等の施策について環境の保全に関する勧告等を求める者が本制度により申し立てるために必要な情報は、当該記事から不足している。
- ▷ また、各施策等の担当部署において、知事等の施策について環境の保全に関する勧告等を求める者に対し、本制度や当委員会事務局を紹介することができるほど、滋賀県組織内に本制度が周知できていない可能性がある。

以上